

令和3年度

定期監査及び行政監査
結果報告書

令和4年2月21日

益城町監査委員

目 次

I	監査の期間及び対象課等	2
II	監査の基本方針	3
III	監査の方法	3
IV	監査の結果	4
1	全般	4
2	財務に関する事務の執行について	4
3	経営的事務の執行について	5
4	今後の業務執行において留意すべき事項	5
5	備品等の管理状況について	6
6	協議会等現金取り扱いについて	6
7	新型コロナウイルス感染症の対応等について	7
8	工事の現地確認について	8

定期監査及び行政監査結果報告書

I 監査の期間及び対象課等

番号	月 日	曜日	対象課名	施設・係等名
1	1月12日	水	全 課	書類監査
2	1月13日	木	全 課	書類監査
3	1月14日	金	こども未来課	子育て支援係・保育係
			総務課・ 選挙管理委員会	人事係・行政係・管財係・町長公室・ 男女共同参画係・選挙管理委員会
			新庁舎等建設課	新庁舎等建設係
4	1月18日	火	水道課	管理係・工務係
			下水道課	管理係・工務係・内水対策係
5	1月24日	月	学校教育課	広安小学校
				広安西小学校
6	1月26日	水	こども未来課	第五保育所
			学校教育課	津森小学校
				木山中学校
				益城中央小学校
7	1月28日	金	学校教育課	飯野小学校
				学校給食センター
			こども未来課	第四保育所
8	1月31日	月	学校教育課	益城中学校
			健康保険課	保健事業係・健康増進係・保険年金係・ 介護保険係
			復興整備課	まちづくり推進室・工務係
9	2月 2日	水	街路課	工務係・用地対策係
			産業振興課	農政係・農地係・農林整備係・商工観光係
			都市計画課	都市計画係・建築係・公営住宅係
10	2月 4日	金	建設課	管理係・工務係・宅地復旧係

II 監査の基本方針

地方自治法第199条第1項、第2項、第3項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに一般行政事務の執行が適法、適正かつ効率的に行われているか。また、同法第2条第14項及び第15項に規定する事務処理の能率性と組織、運営の合理化の趣旨に則ってなされているかについて監査した。

III 監査の方法

事前に指定して提出を求めた令和3年11月末現在における予算説明別執行一覧及び関係資料を審査するとともに、各担当課長及び各施設長等から事業の説明、各予算の執行状況、職員の健康状態並びに業務量等について説明を受け、現地現物をもって確認した。また、諸台帳等についても確認した。

【指定資料】

- (1) 事務分担表
- (2) 歳入・歳出予算説明別執行一覧
- (3) 備品台帳一覧表
- (4) 令和3年度 契約一覧表
- (5) 令和3年度 入札実施一覧表
- (6) 令和3年 年次有給休暇等取得状況一覧表（職員）
- (7) 令和3年 年次有給休暇等取得状況一覧表（派遣職員・任期付職員）
- (8) 令和3年度 会計年度任用職員雇用状況一覧表
- (9) 令和3年度 協議会等現金取扱調書

IV 監査の結果

1 全般

熊本地震から5年10か月が経過し、復旧事業は一部施設を除きほぼ完了し、復興事業が着実に進捗する一方、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大は継続しており、町行政にも大きな影響を与え、またその対応業務に追われる中、令和3年度の定期監査及び行政監査を実施した。

監査の結果、財務に関する事務の執行及び事務事業の執行等について、本年度も昨年度と同様、復旧・復興事業関連予算が多額を占め、また、新型コロナウイルス感染症対策に関する予算の迅速かつ適切な執行が求められる状況であったが、概ね適法かつ適正に執行されていることを確認した。

さらに、経営に係る事業の管理及び施設管理並びに一般行政事務についても、復旧・復興事業及び新型コロナウイルス感染症対策関連事業による業務量の増加にもかかわらず、法令・条例等に基づき、概ね適正に処理されていると認められた。

2 財務に関する事務の執行について

歳入歳出の執行状況について、提出された関係書類等を照会した結果、各課等とも諸法令及び財務規則に定められた手続きに従って執行されていることを確認した。

本年度は、宅地耐震化推進事業等の復旧事業が最終段階となり、また、新庁舎建設の本格化、街路事業や都市防災総合推進事業等の復興事業も大きく進展しており、一般会計の予算規模は熊本地震前と比べ非常に高い水準が続いている。

それら大型事業の進捗管理や予算の確保については大変な苦労が続いていると思われるが、不必要な事業の発生や補助金の取りこぼし等がないように、今後とも計画的な事業の執行をお願いしたい。

歳出について、土木費、災害復旧費の増加に伴って、その起債の償還による公債費もさらに増大している。また、震災関連事業費だけではなく、社会福祉費等の増大による民生費の増加が続いていることなども考慮すべき課題のひとつである。

歳入に目を向けると、ふるさと納税により寄附金がさらに増加しており、今後も維持、納税促進に期待したい。

財政運営について、今後より一層難しいかじ取りを迫られることが予想される。合理的かつ効率的な予算の執行はもちろんのこと、将来を見据えた多角的な分析に基づく財政健全化を推進していただきたい。

3 経営的事務の執行について

経営的事務の執行について、熊本地震に伴う事業規模の拡大や多様化により、その事務・管理等について難しい対応が求められており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大が長く続き、厳しい諸情勢の中での事務事業の執行が迫られる状況にあるが、法令・条例等に基づき、適正に処理されていると認めた。

都市計画道路益城中央線（県道熊本高森線）拡幅整備事業や益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業などに関連した復興事業は今後ますます広がりを見せ、また、役場庁舎の再建、複合施設の建設など、多額の費用を要する事業が山積している。

また、水道・下水道事業会計においても、上記事業や益城台地土地地区画整理事業、県が進める阿蘇くまもと空港周辺の開発等に伴う水道・下水道施設の整備、また、既存施設の維持管理、長寿命化、最適化など様々な経費の増大に対応する適切なマネジメントが重要となってくる。

これらを計画的に実行し、最大限の効率化を図るため、国・県及び関係機関とさらなる連携を深め、今まで以上の財源確保の強化と経営的事務における創意工夫に努めていただきたい。

4 今後の業務執行において留意すべき事項

熊本地震から5年という節目を過ぎ、関係者の尽力により多くの復旧事業等が完了し、また復興事業も進む中、令和3年4月にはそれらの事業の進捗等にあわせ組織再編も行われた。そういう中で、今回の監査を通じて気付いた次の4事項については今後の業務執行にあたり留意していただきたい。

- (1) 復旧事業等の収束に伴って、組織再編が更に進み、派遣・任期付職員の人員整理と正規職員の配属異動が行われていくことになる。しかしながら、復旧事業関連で今後も引き続き対応が必要な事務事業がいくつか残る見込みである。これらの業務を事務分掌において明記し、必要な職員の配置を行っていただきたい。
- (2) 震災後、これまで緊急的に対応すべき業務を優先してきたため、その期間に中断した震災以前の業務はないか、また状況変化により改定・更新すべきデータ処理の業務はないかなど、検証が必要なものがあると思われる。日々の業務執行の中で、そういう視点からのチェックを心がけていただきたい。
- (3) システムへの入力ミスの事案が発生し、再発防止策として、複数職員によるチェックの徹底があげられている。しかしながら、職員配置数や業務の特性、状況を考えるとこれには限界があると思われるので、チェック機能の向上につながる効果的なシステム改修への取組みを進めていただきたい。
- (4) 職員の時間外勤務は、これまでに比べればかなり減少してきたが、業務の特性や事

情に応じて対応せざるを得ないものもある。とはいえ、時間外勤務が多い職員は総じて年次休暇・夏季休暇の取得日数も少ない傾向にある。特に夏季休暇取得が皆無や完全取得ができていない職員が見受けられる。心身の健康維持やワークライフバランスを図る上で、時間外勤務の減少と休暇取得日数の増加への取り組みは重要課題である。職員自身の意識改革と同時に職場における働き方改革への環境整備に努めていただきたい。

5 備品等の管理状況について

定期監査及び行政監査において、毎年「備品台帳一覧表」の提出を求め、その整理状況が適正か確認し、いくつかの指摘事項を報告してきたが、今回の監査においても一部改善を必要とする事項が見受けられた。

まず、震災以降、たびたび組織再編が行われているが、備品台帳上での配置場所が旧組織名称のままのものや所管課不明のものなど、記載事項の不備がいくつかみられたことを指摘する。

また、取得金額が明記されていない備品、一式で登録されている備品、自動車の登録に際し一部車種やナンバーが管理されていないことなど、備品台帳への登録情報のルールが統一化されていないと思われる箇所が見受けられた。

備品は町の財産であり、適正に管理し、効率的に運用しなければならない。これを念頭において、今後行われる本庁舎復帰の際に混乱や備品の紛失等がないように、対応できるものから速やかに見直しを行い、また、今後備品台帳を有効活用できるよう、備品登録ルールの見直し・最適化を検討していただきたい。

6 協議会等現金取り扱いについて

町の一般会計、特別会計、歳入歳出外現金等の出納事務は会計課の所管であるが、それ以外に協議会等が公的機関からの補助金等の現金を取り扱っているものがある。この会計事務はそれぞれの協議会事務局となる担当課で行っている場合がある。

今回の監査においても「令和3年度 協議会等現金取扱調書」の提出を求め、事務局を担当している4課15件について監査を行った。

結果として、全てが通帳で適切に管理されており、それぞれの規則等に基づいて会計・決算報告や監査報告を行い、残高も合致していた。

ただ、今回非常に高額な現金を取り扱うものが一部見受けられた。それらの会計事務については、より慎重かつ厳格な取り扱いが求められる。そのため、その現金については、出納簿等を複数人で確認する体制を整え、保管方法も含め徹底した管理を行い、またその会計の規則等が適正であるか今一度見直し、公会計に準じた会計処理や監査報告等の仕組み作りの必要性について検討していただきたい。

7 新型コロナウイルス感染症の対応等について

前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の拡大が長期化し、益城町でも令和4年1月31日現在で555名の感染が報告されている。町行政においても、感染拡大防止の観点から様々な事業が延期・中止され、また、感染対策事業や経済的支援事業の早期対応が求められた。

今回の監査においても、新型コロナウイルス感染症に関する各課、施設等の対応について確認を行った。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業について、1回目、2回目の接種を終え、2回目の接種から一定期間経過した方を対象に3回目のワクチン接種券を順次発送し、接種が行われている。ワクチン接種事業については、実施にあたり相当な苦労があったと推察するが、担当課を中心に接種が順調に進んでいることについて感謝する。今後も引き続き丁寧な対応をお願いしたい。

また、経済的支援のための給付金事業として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の給付事務が実施され、対象者への速やかな給付と申請受付が随時行われている。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、経済的支援と経済活性化の施策としてプレミアム付き商品券交付事業、デジタルスタンプラリー事業、事業所支援として中小企業事業拡充等支援補助金、また、各施設や事業所等への感染症対策支援やデジタル化推進などに活用された。

また、学校、幼稚園、保育所の各教育施設等においては、感染拡大防止のための対応に非常に苦勞されており、行事等が大きな変更や中止を余儀なくされたとのことである。しかしながら、感染症予防対策の一環として、タブレットを活用したリモートでの学習指導やPTA、学級懇談会の実施など、ウィズコロナに対応した取組みも進んでいるようである。

以上のとおり、新型コロナウイルス感染症の対応等については関係各課の尽力により、支援体制の構築や感染症対策が速やかに行われたことを確認した。しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株により、全国的に感染が急拡大している。疲弊した町民に寄り添いながら、今後も支援・対策に全力を尽くしていただきたい。

8 工事の現地確認について

工事の施工及び監理状況について、以下の工事現場の進捗状況等を視察・検証したが、適正な監理のもとで事業が進められているのを確認した。

【監査実施工事名等】

- ・令和2年度新庁工第3号
益城町復興まちづくり支援施設建設工事
場所：益城町大字宮園地内
工期：令和3年2月18日～令和4年1月31日
監査実施日：令和4年1月28日
- ・令和3年度都計道工（繰）第1号
横町線道路改良工事（その3）木山橋下部工工事ほか
場所：益城町大字木山地内
工期：令和3年6月18日～令和4年3月31日
監査実施日：令和4年1月31日